

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
お休み  
の翌日  
から  
翌日  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 鳥取県行政書士会会則の変更の認可

青少年に有害な図書類の指定

土地改良区の定款の変更の認可 (二件)

土地改良事業計画の変更

保安林の指定の解除予定 (四件)

都市計画の決定

開発行為に関する工事の完了 (二件)

◇ 選管告示 鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総

数の五十分の一の数等

◇ 正 誤 鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第七百二十八号

行政書士法 (昭和二十六年法律第四号) 第十六条の二の規定に基づき、  
鳥取県行政書士会会則の変更を昭和五十九年九月二十六日認可したので、  
行政書士法施行規則 (昭和二十六年総理府令第五号) 第十八条第二項の規  
定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 変更事項

1 行政書士の登録の申請手続等を定めたこと。

2 行政書士名簿の様式を定めたこと。

3 入会金を引き上げたこと。

#### 二 変更事項の施行の日

昭和五十九年十月一日

### 鳥取県告示第七百二十九号

鳥取県青少年健全育成条例 (昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)  
第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図  
書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十九年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定 番号	種 別	図 書		発 行 記号等	類 別	表示された発 行所名
		題	号			
1588	雑誌その他 の刊行物	グランドエロス 陰化無惨		GE- 11-D		海鳴書房
1589	"	フリータイム		EH- リ2		office JET
1590	"	渚のフェイム		EI- リ3		"
1591	"	ハート・ビート		EI- リ4		"
1592	"	フオトキヤパレー 朝までズツボリ		HK- 11-D		キヤロル出版
1593	"	SUGAR 危険状態		SG- 11-D		トライビジョン
1594	"	SINGLE AGE No'3		SA- 10D		ロア出版
1595	"	エロスフーカーズ 淫写!!		EF- 11-D		機アツブル社
1596	"	エロス・アツツ 淫部輪姦	VOL.94	EP- 11-D		"
1597	"	月刊ラム 女たちの夏のSEX 総決算	VOL.11	LM- 11-D		アツブル社
1598	"	SEXY-EYES VOL.17 はほえみ 陰部開放		SI- 10-D		機アツブル社
1599	"	スクラソブル通信 君に6人のオソチ友達		EH- カ8		アリス出版
1600	"	秘肉いじり 芽ばえ		EH- キ3		"
1601	"	藤・満開 男遊び		EH- キ4		"
1602	"	発情 いたずら行為		EH- キ7		"
1603	"	激挿入 吉恋人		EI- キ9		"
1604	"	美少女陰毛 好奇心		EI- ク1		"
1605	"	フインガー 醜聞	VOL.3	FG- 11-D		"
1606	"	GROOMY NIGHT 倒錯的異常愛戯		GG- 10-D		海鳴書房
1607	"	コレクター 淫乱美少女	No.81	CO- 10-D		"
1608	"	喪失 初恋物語		EI- ク3		キヤロル出版
1609	"	フオトキツス 局部は充血し、開花する		不明		機キヤロル出版
1610	"	フオトキツス 種めて入れて、悶える女		不明		"
1611	"	視姦 ひろ子の部屋		EH- キ5		Do 企画
1612	"	本番穴さがし 長子の休日		EI- ク2		"
1613	"	やりまくり カンカン般		EI- ク5		"
1614	"	Hihcel HORNY SISTERS		HH- 11-D		土曜出版新社
1615	"	WOMAN'S 女の情報マソ載		ND- 11-D		土曜出版
1616	"	CHERRY 私に、しゃぶらせて		CR- 10-D		office JET
1617	"	ギヤルズアソスキ 最新ビデオスキャンダル情報		HM- 11-D		トライビジョン

1618	少女白晝 裸穴挿射	SH- 11-D	"
1619	スクリュー 緑色ビデオ挿入少女	SK- 11-D	"
1620	少女の下着	EI- 1-0	不明
1621	生挿入 少女のからだ	EH- 1-8	"

鳥取県告示第七百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、日野川左岸土地改良区の定款の変更を昭和五十九年九月二十六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、若土土地改良区の定款の変更を昭和五十九年九月二十六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業香取地区区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大山町役場、名和町役場及び中山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七百三十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す

る。

昭和五十九年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字安蔵字本谷一〇九四の二六、一〇九四の二七、一〇九四の二九

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

発電施設用地とするため

鳥取県告示第七百三十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字智頭字滝谷奥二四七一の一（次の図に示す部分に限

る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百三十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十九年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字栃原字不動山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び佐治村

役場に備え置いて縦覧に供する。( )

鳥取県告示第七百三十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

昭和五十九年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡佐治村大字栃原字瀧ノ下モ三七九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び佐治村  
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、  
智頭都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のと

おり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧  
に供する。

昭和五十九年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

智頭都市計画公園第三・三・一号 愛宕公園

二 都市計画の決定に係る土地の区域

八頭郡智頭町大字智頭字宮塚谷、字宮塚谷奥、字尾鼻、字堂仏下平及  
び字京免

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第七百三十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年  
法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年一月七日 鳥取県指令受都計第二百八十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市岩倉字井後及び字柏木

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市行徳は一〇三

鳥取市農協開発株式会社

代表取締役 古田静男

鳥取県告示第七百三十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年十月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十九年五月二十一日 鳥取県指令受都計第九十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市長砂町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市柗町二丁目一九六一

有限会社大一ビル管理

代表取締役 橋谷喜久治

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十五号

昭和五十九年九月五日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）において準用する地方自治法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年十月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	八、九八四
鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四九、七二五
鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三一、五七五
米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	三一、一七六
倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一二、五七九
境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	八、九六二
岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、八七九

八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一四、六二三
気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、〇五五
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一七、七〇七
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	一三、二八〇
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数	六、八九二

正

誤

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令（昭和五十九年九月鳥取県訓令第八号）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
一	下	六	第4号	第四号